



商工会だより

「新型コロナウイルスに負けない！事業者支援メニュー」



国・京都府・福知山市の金融支援策について

■国の金融対策（受付窓口：日本政策金融公庫）

◆据置最長5年、当初3年間金利▲0.9%、当初3年間実質無利子

- ・新型コロナウイルス対策マル経融資
- ・新型コロナウイルス感染症対策特別貸付
- ・セーフティネット貸付
- ・衛生環境激変対策特別貸付

■京都府の金融対策（受付窓口：京都府制度融資取扱金融機関）

◆借入債務100%保証（売上20%減）・保証料ゼロ+金利ゼロ

- ・新型コロナウイルス対応緊急資金
- ・災害対策緊急資金（セーフティネット保証4号指定）



資金繰りにお悩みの事業者の皆様
融資対象・要件・金利等詳細は商工会まで
お問い合わせください！
諸条件についてご説明いたします

経済産業省：<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

■福知山市利子補給制度

◆新型コロナウイルス対応緊急資金特別支援制度の対象融資

（令和2年10月31日までに下記融資が実行された証書貸付）

制度	実施主体等
新型コロナウイルス対応緊急資金	京都府（窓口は各金融機関）
その他の新型コロナウイルス対応に要する資金	※福知山市長が認めるもの

◆利子補給

- ・利子補給対象期間は5年以内
- ・対象融資の初回から60回目までの支払い利息の半額を補給金として

福知山市：<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/>

休業補償について／京都府・福知山市

『京都府休業要請対象事業者支援給付金』

■中小企業 20万円・個人事業主 10万円

【対象者】

緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月18日（土曜日）から令和2年5月6日（水曜日））の内、遅くとも令和2年4月25日（土曜日）午前0時から令和2年5月6日（水曜日）まで連続して、京都府の要請等に応じ休業等の対応を実施した者

【申請受付期間】

令和2年5月7日（木曜日）から令和2年6月15日（月曜日）まで（予定）

【確認書類】

- 1.緊急事態措置以前から営業活動を行っていることが確認できる書類（写し）
 - ・直近の確定申告書（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）
 - ・直近の月末締め帳簿など営業実態が分かる資料
 - ・施設の外観（社名や店舗名入り）及び内観の写真、パンフレット等
- 2.業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（写し）
（例）飲食店営業許可証、風俗営業許可証等
- 3.本人確認書類（写し）
（法人）法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）
（個人）運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）
- 4.休業等の状況が確認できる書類（写し）
（例）休業を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DM等

京都府：<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/shienseido.html>

『福知山市休業事業者応援事業支援金』（速報版）

上記の京都府の支援給付金に加え、市が独自に同額を支援します

【対象者】法人20万円・個人10万円

【確認書類】「府提出書類の写し」「府の決定通知」「休業等の確認書類」

※詳細は、ホームページでご確認いただくか、商工会までお問合せ下さい。

福知山市：<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/>



雇用調整助成金の拡充について

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度が拡充されました。

令和2年4月1日から6月30日までを緊急対応期間とし、生産性指標の緩和や助成率の引上げ、非正規雇用労働者の対象化等の各種拡充を実施し、あわせて記載事項の簡略化や添付書類の削減等も実施されます。

	今回の特例措置の拡充 （令和2年4月1日から6月30日の緊急対応期間）
対象となる事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
生産性指標	・売上高等：5%減少 ・確認対象期間：1か月
対象となる雇用者	雇用保険被保険者でない労働者も含める
被保険者期間要件	なし
助成率	中小企業：4/5 （解雇等行わない場合：9/10）
計画届の提出期間	事後提出可能 （1月24日～6月30日）
クーリング期間（注）	撤廃
支給限度日数	4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別枠
その他	教育訓練の加算額引上げ、休業規模の要件緩和、残業相殺の当面停止等

（注）前回の支給対象期間の満了日から1年を経過しなければ、助成金の対象とならない期間をいう。

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

持続化給付金等の申請受付について／経済産業省・福知山市

『国の持続化給付金』

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくための、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

【給付額】法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

中小企業庁：<https://www.chusho.meti.go.jp/>

『福知山市小規模事業者等持続化支援事業』（速報版）

上記の国の持続化給付金の対象にならない市内の小規模事業者（法人及び個人）に最大50万円を市が独自に給付支援します。

【給付額】小規模事業者（法人及び個人）50万円

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲30%以上～▲50%未満の月の売上×12か月）

※詳細は、ホームページでご確認いただくか、商工会までお問合せ下さい。

福知山市：<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/>



市内の「持ち帰り」と「宅配」の飲食店を支援！

福知山市は、飲食店の持ち帰りや宅配メニューの情報を市のホームページに掲載し、購入者にクーポン券などを配る事業を5月下旬から開始し、飲食店を応援します。

まずは、「いがいと福知山応援グルメ」で検索し登録してください。現在、35社が登録しています。

いがいと福知山：<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/site/promotion/>

事業者向け補助金・助成金について（概要）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等の設備投資を支援

- 補助上限 1,000万円（一般型）
- 補助率 中小企業 1/2 ・ 小規模事業者 2/3
（コロナ特別枠は一律 2/3）
- 第2次募集：令和2年4月20日〔月〕～5月20日〔水〕

新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために生産性向上に取り組む事業者向けに、補助率等を引き上げた「特別枠」を新たに設けました。本特別枠では、中小企業補助率が1/2から2/3となり、優先的に支援されることとなります。またグローバル展開型など海外事業の拡大・強化を支援する類型もあります。

小規模事業者持続化補助金（一般型）

店舗改装、ホームページ作成や改良、チラシやカタログ作成 広告掲載等を行う小規模事業者の販路開拓の取組を支援

- 補助上限 50万円
- 補助率 2/3
- 第2回受付締切：令和2年6月5日〔金〕
- 第3回受付締切：令和2年10月2日〔金〕
- 第4回受付締切：令和3年2月5日〔金〕

「コロナ特別対応型」が創設されました！

- A：サプライチェーンの毀損への対応 第1回受付 5/15（金）
- B：非対面型ビジネスモデルへの転換 第2回受付 6/5（金）
- C：テレワーク環境の整備 ※補助上限額 100万円（2/3以内）

令和元年度「経営発達支援事業実施評価表」の公表について

平成29年度より、中小企業庁の認可を受け、商工会の5カ年計画である「経営発達支援計画」に取り組んでいます。会員事業者様の経営計画策定を核に、販路開拓や事業承継、IT導入を伴走支援し、事業者様の経営力向上を支援し、事業評価委員会で下記のとおり評価を受けました。

区分	項目	評価
Ⅰ. 経営発達支援事業の内容	1. 地域の経済動向調査に関する事	A
	2. 経営状況の分析に関する事	B
	3. 事業計画策定支援に関する事	A
	4. 事業計画策定支援に関する事	A
	5. 需要動向調査に関する事	B
	6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事	A
Ⅱ. 地域経済の活性化に資する取組	1. 地域経済活性化事業	B
Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組	1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関する事	B
	2. 経営支援員等の資質向上等に関する事	A
	3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関する事	A

評価基準 A：目標を達成することができた（100%以上）
B：目標を概ね達成することができた（80～90%）
C：目標を半分程度しか達成することができなかった（30～79%）
D：目標をほとんど達成することができなかった（30%未満）
詳細は福知山市商工会のホームページにてアップしておりますので、ご確認ください。 商工会：<https://fukuchiyama.kyoto-fsci.or.jp/>

令和2年度会費の振替日について

令和2年度の会費につきまして、下記の通りの日程で口座振替をさせていただきますので指定の振替口座の残高確認をお願いいたします。

また、現金納付の会員様には、郵送にて会費納入のお願いと納付書を送付させていただきますので、本所・各支所にて納入をお願いいたします。

	口座振替日
前期分会費	令和2年5月25日（月）
後期分会費	令和2年11月25日（水）

令和2年度労働保険年度更新について

事業主のみなさんへ

令和2年度労働保険料（労災保険・雇用保険）の申告納付期間は、本年は、**6月1日～7月10日（土日祝は除く）**までにお願ひします。
なお、令和元年度の雇用保険率は前年度から変更なく、以下のとおりとなります。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

※労働保険事務委託事業所様には別途お知らせいたします。

三和支所事務局体制変更のお知らせ（4月13日～）

すでに三和支所管内の会員事業所様にはお知らせさせて頂いておりますが、4月13日より三和支所の事務局体制が変更となりました。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解並びにご協力をお願いいたします。

【開所日】 毎週 月・火・水・金（木曜休館）

【開所時間】 9時30分～16時30分

※木曜日の電話は本所（大江）に転送となります。また、それ以外の開所日でも巡回のため不在にしている場合がありますのでお越し頂く際は事前にお電話いただけますと幸いです。



令和2年度通常総代会は書面議決により開催

新型コロナウイルス感染拡大防止、地域中小企業の経営基盤の強化及び経営再建の観点から、これ以上の地域経済へのダメージ拡大の阻止と早期の終息に向けた取り組みが必要であると判断し、今般の異常事態の早期回復が最優先であるとの認識から、令和2年度通常総代会を書面議決をもって開催することと致しました。

総代の皆様には、書面議決書を送付し議決権の行使をお願いしているところですので。提出議案につきましては下記のとおりです。

記

- 第1号議案：定款の一部改正の件
- 第2号議案：運営規約の一部改正の件
- 第3号議案：令和元年度事業報告及び決算承認の件
- 第4号議案：令和2年度事業計画（案）及び予算（案）決定の件
- 第5号議案：令和2年度借入金最高限度額及び借入先決定の件

青年部通常総会／女性部通常総会は書面議決により開催

青年部及び女性部とも、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度通常総会を書面議決で開催し、提出議案の全てにつきまして、「賛成多数」で可決されました。

■提出議案（青年部及び女性部とも同一議案）

- 第1号議案：令和元年度事業報告及び決算承認の件
- 第2号議案：令和2年度事業計画（案）及び予算（案）決定の件

会員事業所の皆様

今般の新型コロナウイルス感染拡大に係ります支援施策につきましては、緊急事態宣言の継続如何により施策の追加及び変更等が行われることが予想されます。各機関のホームページを定期的なチェックをお願いいたします。

また、商工会にご遠慮なくお問合せください。

ともにこの難局を乗り越えましょう！！

【5月2日（土）～6日（水）は電話にて対応いたします。】

- 本所 TEL 56-5151
- 三和支所 TEL 58-3667
- 夜久野支所 TEL 37-0001